

社会福祉法人 小値賀町社会福祉協議会 役員等の報酬基準

(報酬の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬を支給する。

- (1) 非常勤で、理事たる会長については、別表1により報酬を支給する。
- (2) 非常勤で、会長以外の役員については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表2のとおり費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表2の費用弁償額を超える場合には、旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表2の費用弁償は行わない。
- (3) 評議員が、その職務のため評議員会に出席したときは、別表3のとおり費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表3の費用弁償額を超える場合には、旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表3の費用弁償は行わない。

「別表1 会長に対する報酬の額」

年額 180,000 円

※ただし、任期途中で退任した場合は、次の算定式による。
在任月数×月額 15,000 円

「別表2 会長以外の役員の費用弁償額」

日額 2,000 円

「別表3 評議員の費用弁償額」

日額 2,000 円